

わたSHIGA輝く国スポ・障スポ竜王町実行委員会会則

第1章 総則

(名称)

第1条 本会は、わたSHIGA輝く国スポ・障スポ竜王町実行委員会（以下「実行委員会」という。）と称する。

(目的)

第2条 実行委員会は、第79回国民スポーツ大会において、本町で開催される競技会（以下「競技会」という。）の円滑な運営に必要な準備を行うことを目的とする。

(所掌事務)

第3条 実行委員会は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事務および事業を行う。

- (1) 競技会の開催および運営に必要な方針および計画の決定に関すること。
- (2) 競技会の開催に係る準備に関すること。
- (3) 競技会の開催に必要な施設および設備の整備に関すること。
- (4) 競技会の開催および準備のための経費に関すること。
- (5) 関係競技団体、その他の関係団体および関係機関との連絡調整に関すること。
- (6) その他実行委員会の目的達成に必要な事項に関すること。

第2章 組織

(組織)

第4条 実行委員会は、会長および委員をもって構成する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから会長が委嘱する。

- (1) 関係競技団体、関係団体および関係機関を代表する者
- (2) 竜王町議会を代表する者
- (3) 竜王町職員の他会長が特に必要と認める者

(役員)

第5条 実行委員会に次の役員を置く。

- (1) 会長1名
- (2) 副会長若干名
- (3) 常任委員25名以内
- (4) 監事2名

(役員を選任等)

第6条 会長は、竜王町長をもって充てる。

2 副会長、常任委員および監事は、総会の承認を得て、委員のうちから会長が委嘱する。

3 会長は、会務を総理し、実行委員会を代表する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、または欠けたときは、あらかじめ会長が指名した副会長が、その職務を代理する。

5 常任委員は、常任委員会を構成し、第11条第5項に掲げる事項を審議する。

6 監事は、実行委員会の財務を監査する。

(任期等)

第7条 委員および役員（以下「委員等」という。）の任期は、委嘱された日から第18条第1項の規定による実行委員会の解散の日までとする。ただし、委員等が就任時におけるそれぞれの当該所属団体または所属機関の役職を離れた場合は、その委員等は辞職したとみなし、その後任者が当該委員等の残任期間を務めるものとする。

2 会長は、委員等に特別の事情が生じたときは、その職を解き、必要に応じて補充することができる。

3 会長は、前2項の規定により委員等に変更があったときは、次の総会において報告する。

4 会長および委員等は、無報酬とする。

(顧問および参与)

第8条 実行委員会に顧問および参与を置くことができる。

2 顧問および参与は、会長が委嘱する。

3 顧問は、会長が重要と認める事項について、会長の諮問に応じ助言を行う。

4 参与は、会長が必要と認める事項について、会長の諮問に応じ助言を行う。

5 前条の規定は、顧問および参与の任期等について準用する。

第3章 会議

(会議の種類)

第9条 実行委員会に、次の会議を置く。

(1) 総会

(2) 常任委員会

(3) 専門委員会

(総会)

第10条 総会は、会長および委員等をもって構成する。

- 2 総会は、必要に応じて会長が招集し、会長または会長が指名する者が、その議長となる。
- 3 総会は、次の事項について審議し、議決する。
 - (1) 競技会の開催に係る基本方針等に関すること。
 - (2) 会則の制定および改廃に関すること。
 - (3) 事業計画および事業報告に関すること。
 - (4) 予算および決算に関すること。
 - (5) 常任委員会に委任する事項に関すること。
 - (6) その他重要な事項に関すること。
- 4 総会は、委員の過半数の出席がなければ開会することができない。ただし、総会に出席できない委員は、あらかじめ通知された事項について、代理人に権限を委任し、または書面で議決に加わることができる。この場合において、当該委員は、出席したものとみなす。
- 5 総会の議事は、出席委員（代理人に権限を委任し、または書面で議決に加わった者を含む。）の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 6 会長は、必要に応じて委員以外の者に総会への出席を求めることができる。
- 7 会長は、必要があると認めたときは、委員に事前に送付した議案に対し書面をもって表決を求め、その結果を総会の議決に代えることができる。

(常任委員会)

第11条 常任委員会は、委員長、副委員長および常任委員をもって構成する。

- 2 委員長は会長をもって充て、副委員長は副会長をもって充てる。
- 3 常任委員会は、必要に応じて委員長が招集し、委員長または委員長が指名する者が議長となる。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、または欠けたときは、あらかじめ委員長が指名した副委員長が、その職務を代理する。
- 5 常任委員会は、次の事項について審議し、決定する。
 - (1) 総会から委任された事項に関すること。
 - (2) 専門委員会の設置ならびに専門委員会への付託および委任に関すること。

(3) 総会を招集する時間的に余裕がない緊急の事項に関すること。

(4) その他委員長が必要と認める事項に関すること。

6 前条第4項、第5項および第7項の規定は、常任委員会において準用する。

7 常任委員会は、第5項の規定により決定した事項および次条第2項の規定により、専門委員会から報告があった事項を次の総会に報告するものとする。

(専門委員会)

第12条 専門委員会は、会長が委嘱した専門委員をもって構成する。

2 専門委員会は、常任委員会から付託または委任された事項について調査審議し、その結果を常任委員会に報告する。

3 前2項に規定するもののほか、専門委員会に関し必要な事項は、会長が別に定める。

4 第7条の規定は、専門委員の任期等に準用する。

第4章 会長の専決処分

(会長の専決処分)

第13条 会長は、総会および常任委員会（以下「総会等」という。）を招集する時間的に余裕がない場合、または総会等の権限に属する事項で軽易なものについては、これを専決処分することができる。

2 会長は、前項の規定により専決処分したときは、これを次の総会等において報告し、その承認を得なければならない。

第5章 事務局

(事務局)

第14条 実行委員会の事務を処理するため、事務局を置く。

2 事務局に関し必要な事項は、会長が別に定める。

第6章 会計

(経費)

第15条 実行委員会の経費は、負担金およびその他の収入をもって充てる。

(予算および決算)

第16条 実行委員会の予算は、総会の議決により定め、決算は、監事の監査を経て、総会の承認を得なければならない。

(会計年度)

第17条 実行委員会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

2 実行委員会の会計に関し必要な事項は、会長が別に定める。

第7章 解散

(解散)

第18条 実行委員会は、第2条の規定する目的が達成されたときは、総会の議決を経て解散するものとする。

(残余財産の帰属)

第19条 実行委員会が解散した場合は、その残余財産は、竜王町に帰属するものとする。

第8章 補則

(委任)

第20条 この会則に定めるもののほか、実行委員会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

付 則

この会則は、令和4年6月3日から施行する。

付 則

1 この会則は、令和5年5月19日から施行する。

2 この会則の施行の際、現に第79回国民スポーツ大会竜王町準備委員会の委員、役員、顧問および参与であるものは、わたSHIGA輝く国スポ・障スポ竜王町実行委員会の委員、役員、顧問および参与にそれぞれ委嘱されたものとみなす。

3 この会則の施行の際、現に制定されている第79回国民スポーツ大会竜王町準備委員会の方針、計画および関係諸規定中「第79回国民スポーツ大会竜王町準備委員会」とあるものは「わたSHIGA輝く国スポ・障スポ竜王町実行委員会」と読み替えるものとする。